

## 松本仏壇店商品券ご利用約款

### 第1条(約款の趣旨)

「松本仏壇店商品券ご利用店一覧」(以下「ご利用店一覧」といいます)に記載された各店舗(以下「取扱店舗」といいます。)は、商品券記載の発行元(以下「発行元」といいます。)の発行する松本仏壇店商品券(以下「本件商品券」といいます。)を、この約款にしたがって取り扱うものとし、本件商品券の所持者(以下「お客様」といいます。)は、この約款によりお取引をしていただきます。

### 第2条(本件商品券が利用できる場合)

- ① お客様は、本件商品券を「ご利用店一覧」に記載された取扱店舗で商品を購入し、またはサービスの提供を受ける際に、券面記載の金額で代金のお支払いにご利用いただけます。但し、商品券、ギフトカード、印紙、切手、ハガキその他取扱店舗が本件商品券の利用ができないものとして指定した商品等の代金のお支払いには、ご利用いただけません。
- ② 本件商品券をご利用になれる取扱店舗は、本件商品券の発行および取扱に関する契約の新規締結や終了等によって、増減することがあります。

### 第3条(本件商品券が利用できない場合1)

次の場合には、本件商品券をご利用いただくことはできません。

- ① 本件商品券が偽造、変造されたものであるとき。
- ② お客様が本件商品券を違法に取得したとき、または違法に取得された本件商品券であることを知りながらもしくは知ることができる状況で取得したとき。
- ③ 本件商品券が破損その他の事由により証票番号の照合ができないとき、または本件商品券の3分の2以上が減失しているとき。

### 第4条(本件商品券が利用できない場合2)

1 発行元に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該発行元の発行した本件商品券は、ご利用いただけないことがあります。

- ① 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたときその他支払いの停止があったとき。
- ③ 重要な財産に対する仮差押、保全差押または差押の命令もしくは通知があったとき。

- ④ 天災地変その他の理由により営業を停止したとき。
  - ⑤ 本件商品券の発行および取扱いに関する契約に対する違反または不履行があったときまたは当該契約が終了したとき
  - ⑥ 前各号のほか信用が著しく低下したと認められる相当の事由が生じたとき。
- 2 発行元が発行する本件商品券が偽造または変造されたものでないことの確認が困難になった場合その他相当の事由がある場合には、取扱店舗は、当該本件商品券の取扱いを一時停止することがあります。

#### 第5条(本件商品券の再交付をすることができる場合)

本件商品券が破損その他の事由により証票番号の照合ができない場合において、発行元が、当該本件商品券が偽造または変造されたものでないことおよび未使用のものであることを確認でき、かつ、本件商品券の滅失の範囲が2分の1未満のときは、お客様は、発行元が定める方法でその本件商品券をご提出いただくことにより、手数料をご負担いただいたうえで、発行元において本件商品券の再交付を受けることができます。

#### 第6条(本件商品券の再交付ができない場合)

お客様が、本件商品券を盗まれ、または紛失された場合等には、発行元は、本件商品券の再交付をいたしません。

#### 第7条(取扱店舗との関係)

お客様が本件商品券をご利用された際、万一、商品またはサービスの取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、本件商品券をご利用された当該取扱店舗との間で解決をしていただくものとします。

#### 第8条(換金の禁止)

- 1 本件商品券は、現金との引換えはできません。
- 2 本件商品券を利用しての支払いについては、当該取扱店舗にお釣りを要求することはできません。

#### 第9条(取扱いの変更)

本件商品券の取扱いについて、この約款を変更する場合には、一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

付則 この約款は、令和2年5月1日から適用します。